

高等教育における発達障害学生支援モデルの検討

研究分担者 高橋 知音 （信州大学学術研究院教育学系）

研究協力者 森光 晃子 （信州大学 学生相談センター）

研究要旨

本報告の目的は、統計資料や文献資料をもとに、統計資料や文献資料をもとに、移行期を含む高等教育段階における発達障害学生への支援モデルや、支援における課題について検討することである。高等教育段階の学生は教育を受ける立場ではあるが、成人年齢であることから、自ら支援を求めていくことが必要になる。また、特別支援教育が制度上存在しないため、合理的配慮が重要になる。高等教育への移行期では、合理的配慮の利用について本人、支援者が理解を深めることが求められる。高等教育機関は専門性の高い支援者が配置されている学校がある一方で、学生支援体制が十分とはいえない学校もある。学校内に専門的支援者がいない場合、地域においてこの年齢段階の人を対象とした支援を提供できる機関に限られている点は、今後の課題となる。高等教育機関への進学を視野に入れた支援として、自己理解を深め、自身の権利を主張し、支援を利用していくセルフ・アドボカシー・スキルを育てていくことが求められる。このスキルは就労への移行においても必要となる。高等教育段階はライフステージにおける転換点であることを支援者は理解し、「やってあげる支援」から「やれるようになる支援」を意識していくことが求められる。

A. 研究目的

発達障害のある人の就学から就労を見据えた各ライフステージにおける支援に関して、これまで就学前、学齢期、就労を中心とした成人期など、それぞれのステージごとに焦点をあてて検討されることが多かった。そうした中、教育を受ける立場から、就労を中心とした成人期への移行について論じる際、高等教育への言及がない場合も多い。すべての高校卒業年代の人が進学するわけではないが、令和6年度学校基本調査(文部科学省, 2024)によると、進学者は18歳人口の87.3%となっている。発達障害者支援法では第8条に「大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」との記載があり、法律上でも高等教育機関での発達障害学生への対応が求められている。このことから、児童期・青年期における発達障害のある子ど

も支援においては、高等教育機関への進学に向けた準備も考えながら取り組む必要がある。

本報告においては、統計資料や文献資料をもとに、移行期を含む高等教育段階における発達障害学生への支援モデルや支援における課題について検討することを目的とする。

B. 研究方法

統計資料、先行研究や書籍等の文献資料、大学等高等教育機関や関連機関のウェブページの情報から、高等教育における発達障害学生支援に関連のあるものを収集し、整理した。

（倫理面への配慮）

本研究は公表された先行研究のデータ等を扱っ

ており、患者等の個人情報扱っていない。また、企業等との利益相反もない。

C. 研究結果と考察

1. わが国における高等教育機関への進学率と障害学生の在籍率

令和6年度学校基本調査によると、18歳人口における高等教育機関への進学率は87.3%である。その内訳は、大学59.1%、短大3.1%、高専4年次1.0%、専門学校24.0%であり、6割近くが大学で学んでいる(文部科学省, 2024)。高等教育機関に在籍する障害のある学生の人数については、独立行政法人日本学生支援機構が、専門学校以外の高等教育機関を対象に毎年行っている。令和5年度の調査結果から、障害学生全体の数と、発達障害学生の数、最近6年間の推移を図1にまとめた(独立行政法人日本学生支援機構, 2024)。この統計で示されている障害学生数は、あくまで学校が把握している数である。したがって、過去に診断等を受けていても、所属する学校に学生が報告していない場合にはカウントされていない。また、発達障害については診断があるものに限定されている。

障害のある学生の総数は58,141人でこれは全学生の1.79%にあたる。障害学生数の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症によって通学が制限された2020年度を除き、年々増加しているが、発達障害

の診断がある学生数は、2020年度も含め、一貫して増加している。障害の種類別に見ると、精神障害18,943人(全学生の0.58%)、病弱・虚弱

(身体障害者障害程度等級表または小児慢性特定疾病に該当する内部障害等と、てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等で身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものを含む慢性疾患)15,181人(0.47%)に次いで、発達障害は11,706人(0.36%)と3番目に多いカテゴリーとなっている。発達障害の中でも自閉スペクトラム症がもっとも多く4,929人(0.15%)、次いで、注意欠如多動症4,090人(0.13%)、重複2,378人(0.073%)、限局性学習症(specific learning disorder: SLD)309人(0.0095%)となっている。SLD単独の診断がある学生は非常に少ないが、その理由として、日本語の文字表記の特性、SLDがある人の進学のしにくさ(高橋, 2015)、SLDの診断に必要な大学生対象の検査がないこと(高橋, 2019a)などがあげられている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行により、2016年度から国公立大学で合理的配慮の提供が法的義務となり、多くの大学で障害学生支援の専門部署が設置された。2024年度には、法改正により私立大学でも合理的配慮提供が法的義務となった。こうした社会的背景もあり、障害のある人が高等教育機関に進学しやすくなってきている。発達障害のある高校生年代の子どもにとって、大学進学は現実的な選択肢となっているといえる。

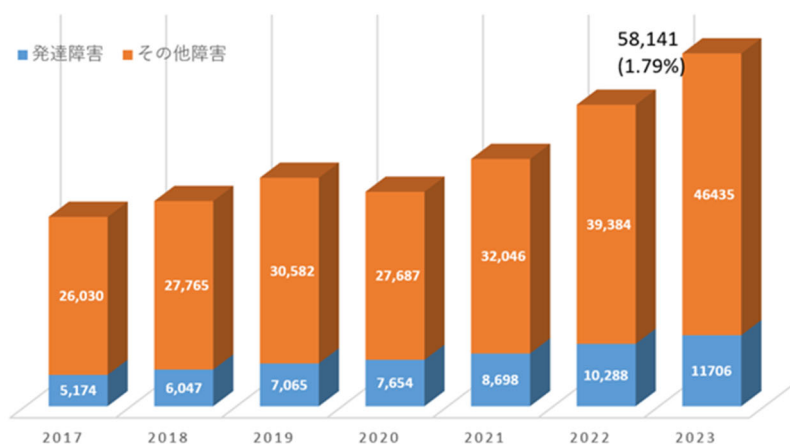


図1 高等教育機関における障害学生在籍数の推移
独立行政法人日本学生支援機構(2024)の調査結果を基に構成

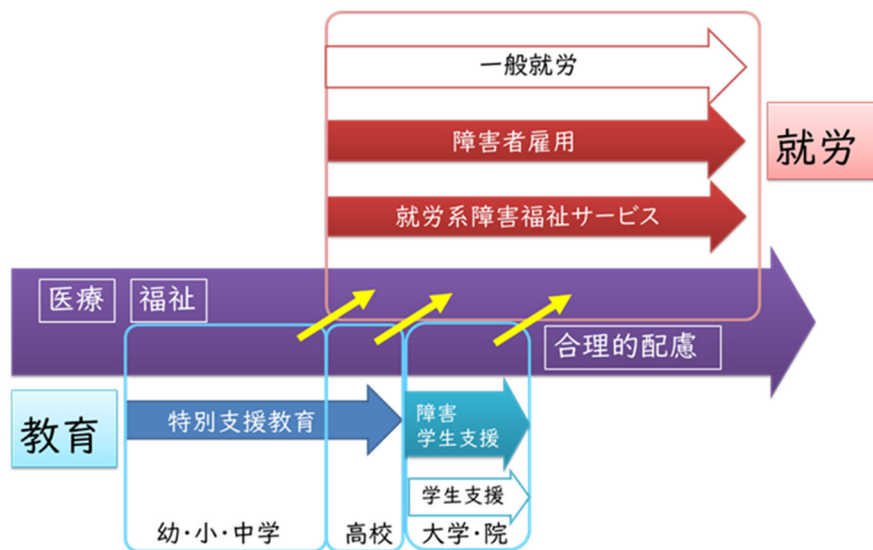


図2 教育から就労への移行
高橋(2019)を一部改変

2. ライフステージにおける高等教育段階の位置づけ

ライフステージは、誕生から学校入学までの乳幼児期、教育を受ける児童期・青年期、主に就労する成人期、退職後の高齢期に分けられる。この中で、教育を受ける段階から、就労する段階への移行は、大きな転換点となる。そして、この転換点は、早ければ中学校卒業後から始まり、多くの場合は高等教育段階の終了時におとずれる。

障害のある人が利用できるサービスは、各段階で大きく異なる。高橋(2019b)は、これを図2のようにまとめている。図の左から右へとライフステージが進み、図の下半分には教育関係、上半分には就労関係の支援が矢印で表されている。ライフステージを通して常に利用できるサービスとして医療や福祉がある。また、合理的配慮は、公的機関もしくは民間事業者が提供するあらゆるサービスに関して、機能障害がある人も機能障害がない人と同様に利用できるようにするための変更・調整を義務づけるものである。

就労の段階は、機能障害が就労に及ぼす制限の程度により、一般就労（必要に応じて合理的配慮の利用）、企業等の障害者雇用、就労継続支援等就労系の福祉サービスの利用などの選択肢がある。

教育を受ける段階の中でも初等・中等教育では特別支援教育が中心となるが、高等教育段階ではこれがなくなり、障害学生支援の枠組みの中で合理的配慮を利用することになる。また、障害の有無にかかわらず利用可能な学生支援サービスもあり、これらを利用することで、合理的配慮がなくても制限なく大学生生活を送れるケースは少なくない。

大学で提供される学生支援サービスについて、(高橋, 2016)は図3のようにまとめている。中央下の丸でくくられているのは、主に事務系職員が提供する、すべての学生が利用する学生支援サービスである。左側、中段の丸の中にくくられているのは、なんらかの支援ニーズがある学生が利用可能なサービスで、健康面は保健管理センターや保健室、心理面は学生相談室が主な提供部署となる。中央上に位置付いているのが、障害のある学生が利用する障害学生支援である。障害学生支援の専門部署は、すべての大学に設置されているわけではない。令和5年度の調査結果では、専門部署を設置している高等教育機関は29.5%、学生支援課など他の部署が対応しているのが68.2%、対応する部署がないと回答した教育機関は2.3%であった(独立行政法人日本学生支援機構, 2024)。

学生支援サービスの充実度合いは、学校によって差が大きい。規模が大きく、学生支援が充実し

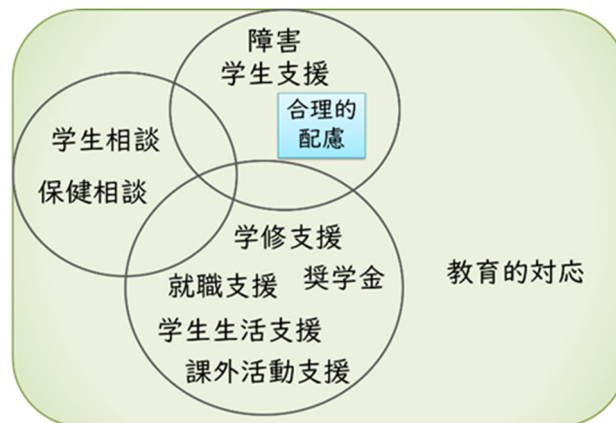


図3 大学における学生支援（高橋，2016を一部改変）

ている教育機関では、障害学生支援、学生相談、保健管理センター等にそれぞれ専門性の高い専任スタッフが配置されている。学校内で、質の高い専門的な支援を受けることができるのは、初等・中等教育にはない特徴である。一方、小規模な教育機関では、支援部署があっても専門的な訓練を受けていない教職員が担当している場合が多く、学校内で受けられる支援は限定的である。

支援の利用という点でも、高校までと高等教育機関では大きく異なっている。高校までは、支援内容の決定において保護者が大きな役割を果たすが、高等教育機関では成人年齢に達していることもあり（高専の1～3年生を除く）、合理的配慮を含めた支援の利用は本人の意思表示が前提となる。そのため、高等教育機関への進学を考える場合、早い段階から自身の権利を守り、自ら支援を求めていくスキル（セルフ・アドボカシー・スキル）を身につけていくが必要になる。

3. 高等教育段階で必要な支援と支援提供者

3.1. 入学前から診断がある場合

高等教育機関で学ぶために、どのような能力、スキルが必要になるだろうか。専門的な学修に取り組むことができる学力が必要であることはもちろんであるが、それだけで学生生活がうまくいくとは限らない。高橋（2014）は、相澤（2007）が就労を継続していくために必要な能力、スキルをまとめた職業準備性ピラミッドを参考に、大学生生活準備性ピラミッドを提案した（図4）。専門領域の学修を成立させるためには、読み書きや、注意集中など、学修活動を支える基本的学習スキルが必要となる。基本的学習スキルがあっても、会話スキルや、身だしなみなど、社会生活技能、対人能力は学生生活を送る上で不可欠である。さらに日常生活が乱れてしまうと、学生生活がうまくい

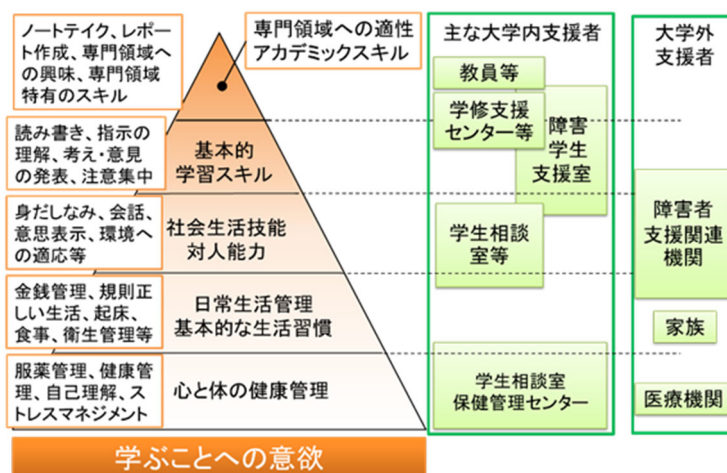


図4 大学生生活準備性ピラミッド（高橋，2014）

かなくなる。とりわけ、進学して一人暮らしをするようになると、金銭管理、規則正しい生活、食事の管理などが重要になる。これらのスキルをもっていても、健康状態が悪くなれば、学生生活は送れない。心身ともに健康であることや、健康を維持するスキルも不可欠である。そして、学生生活を送る前提条件として、学ぶことへの意欲が必要である。進学前に、何をどこで学ぶかという主体的な意思決定をしていないと、この前提がくずれていて、欠席が多くなったり、退学に至るケースもある。「みんなが進学するから」、「親に言われて」といった理由で進学を決めた場合は、そのリスクが高くなる。高校段階での進路選択において、生徒本人が進路について考えて意思決定することが重要である。

ここで示されている能力やスキルが十分でないとき、機能障害によって制限を受ける状態にあるとき、それらを補う、もしくは高めるための支援が必要となる。それぞれの段階ごとに、どのような支援者が支援を提供できるかを、図4の右側に示した。

専門領域に関する適性やアカデミック・スキルの指導は、専門領域の教員が主に担う。その際、専門領域にもよるが、先輩学生や大学院生をチューターとして配置して、専門の学修について手厚く指導する大学もある。

専門的学修の基盤となる、読み書き、指示の理解など基本的学習スキルにおいて機能障害の影響が見られる場合は、合理的配慮の提供が不可欠である。それを提供するのには、障害学生支援部署である。すべての専門領域に共通する大学での学びに必要なアカデミック・スキル（文献検索、アカデミック・ライティングなど）は、多くの大学で初年次教育として1年次に授業の中で指導されるのに加え、一部の大学では学修支援センター、ライティング・センター等の名称で、専門部署が支援を提供している。

社会生活技能や対人能力で機能障害による制限が見られる場合は、障害学生支援室もしくは学生相談室で支援が提供される。支援が充実している

大学では、スキル・トレーニングを実施したり当事者グループを構成したりしている。

日常生活管理の困難について、学生相談等で助言が受けられる場合はあるが、直接的支援は大学が提供する支援サービスの対象外ということが多くなる。これらの支援を提供するのは家族ということになる。生活管理の困難がとくに大きい場合や、一人暮らしの場合は、障害者支援関連の福祉サービスや、場合によっては医療の支援も必要になる。

心と体の健康管理に困難がある場合は、保健管理センター、保健室、学生相談室などが支援者となる。9割以上の大学にカウンセラーが配置されていることに加え、規模が大きな大学の場合、専任の精神科医が配置されている場合もあり、支援の専門性は高い。薬が必要なケース、大学に医師がいない場合などは、学外の医療機関の利用が必須である。

学ぶことへの意欲については、簡単に解決する問題ではない。学生相談室のカウンセリングで自身と向き合い、時間をかけてやりたいことを見つけることが必要になる。親に言われるがままに進路選択したようなケースでは、専門領域の学修内容が、本人の得意不得意とミスマッチとなっていることもある。そのようなときは、退学して進路変更に至る場合もある。退学に至らずとも、留年等、卒業までに時間がかかることも少なくない。しかし、自分と向き合い、自己理解を深め、自分のやりたいことを見つけていくプロセスは、その後の人生を考えると必要な時間ととらえることもできる。

3.2. 入学後に診断を受ける場合

高等教育機関で学ぶ発達障害のある学生の中には、在学中に診断を受けるケースも少なくない。その場合、入学前から診断があるケースとは異なる支援も必要となる。多くの場合、学生生活上のなんらかの困難から学生支援部署につながり、そこから医療機関等の受診に至る。診断を受けるこ

表1 大学等、入学後に診断を受けるケース

学修面からの 気づき	単位取得困難、留年	教員、学生相談室
健康面からの 気づき	やる気が出ない、不安が 強い、生活リズムの乱れ	保健管理センター、保健室、 学生相談室
ハイリスク学生 の早期発見	スクリーニング	保健管理センター、学生相談室
医療機関受診	専門的アセスメント、 診断	医療機関

とで、合理的配慮も利用できるようになり、学生生活上の困難が解消されていくこともある。一方、高等教育機関への入学までに診断を受けていないケースでは、本人や家族が診断を受け止めることに時間がかかり、継続的なカウンセリングが必要となる場合も少なくない。

入学後に診断を受けるケースに関して、必要な支援を表1にまとめた。医療機関受診の前段階として、単位取得困難や留年といった学修面の困難や、生活面、社会面、健康面をきっかけに学生相談や保健管理センターの利用につながることも多い。また、学生支援に積極的な大学では、発達障害も含め、メンタルヘルスの相談ニーズについて、スクリーニングテストを実施している大学もある。

4. 移行期の支援

4.1. 中等教育から高等教育への移行期

中等教育（高校等）から高等教育（大学等）へ

の移行期に必要な支援について、表2にまとめた。

自分にあった学校を選択するためには、まずは自身の得意・不得意を知る必要がある。そして、大学生活で支援が必要であれば、学生支援体制の充実度についての情報収集も必要になる。各大学等のウェブページに公開されている情報はもちろんのこと、実際に学部教員や支援部署のスタッフと会って相談することが有効である。オープンキャンパスで障害学生支援の窓口を設けて相談を受け付けている大学もあるが、多くの大学が入学後の支援体制について、入学前から相談を受け付けている。窓口としては、障害学生支援室、学部事務室、入試課等があげられる。

受験する学校が決まったら、入試で合理的配慮が必要かどうかを検討する。入試で合理的配慮が必要な場合は、その手続きについて情報収集する。独立行政法人大学入試センター（2024）は、大学入学共通テストにおける「受験上の配慮（大学入試センターは「合理的配慮」ではなくこの用語を使用）」に関して、詳しい資料を公開してい

表2 中等教育から高等教育への移行期の支援

進学先の決定	- 進路相談 - オープンキャンパス、入学前相談 - 情報収集	- 高校等教員、スクールカウンセラー（SC） - 大学等（学部・学科、障害学生支援室） - 大学等、全国障害学生支援センター
入試準備	合理的配慮の検討と根拠資料準備（専門的アセスメント）	高校等、医療機関、民間の支援機関、大学入試センター
自立に向けた準備	- 生活スキル - 自己理解とセルフアドボカシー	- 家族 - 学校、医療機関、民間の支援機関

る。申請にあたっては、主に本人が作成する「受験上の配慮申請書」に加え、医師の「診断書（発達障害に特化した書式有り）」、高校等が作成する「状況報告書」を作成する。診断書には、原則として3年以内に実施した心理検査等の結果を記載する欄がある。締め切りを確認し、余裕をもって必要な根拠資料を準備する。医師は受験上の配慮が認められるためにどのような情報が必要かを理解し、書類を作成することが求められる。たとえば、試験時間延長を申請するのであれば、一般に読むことに時間がかかることを示す検査結果が必要となる。高校等が作成する「状況報告書」では、学校の定期テストにおける合理的配慮の実施状況について記載する欄がある。高校在籍中から、どのような合理的配慮があれば本来の能力を試験で発揮できるのか試し、実際の定期試験でそれが行われることが求められる。

入試に向けての準備に加えて必要なのは、自立に向けた準備である。とりわけ、一人暮らしをする可能性が高いようであれば、生活スキルを高めておくことが必要である。これは、主に家庭で取り組む課題となる。また、高等教育機関では、自分に必要な支援や合理的配慮を自分で求めることになる。そのためには、セルフ・アドボカシー・スキルを高校時代から高めていく必要がある。

4.2. 高等教育から就労への移行期

高等教育から就労への移行期に必要な支援について、表3にまとめた。

就労に向けての準備として、学生自身が自分の強み弱みを理解し、合理的配慮を含むなんらかの支援が必要であれば、それを自ら求めていくスキル（セルフ・アドボカシー・スキル）を高めていく必要がある。その役割は、主に障害学生支援部署、学生相談室のスタッフが担当する。その場の問題解決だけでなく、卒業後をみすえた働きかけが求められる。学生が自己理解を深めることは、卒業後の働き方の選択にも影響する。一般就労でいけるのか、障害者雇用の枠組みでの就職を目指すのか、最終的には本人の判断となる。障害者雇用を目指す場合、在学中に手帳取得が必要になる。学生がこれらの制度、手続きについて十分に理解していない場合、それらの情報収集の必要性も伝える。こうした制度、手続きについて詳しいスタッフが学校内にいない場合は、学外の障害者支援機関につなぐ。多くの支援機関は、就職を控えた大学生を支援対象として受け入れている。

近年は、障害学生向けのインターンシップの機会も増えてきている。就労についてイメージしにくい学生にとって、インターンシップで職場体験をすることは、自己理解や職場理解をした上で進路選択ができるという点で、貴重な経験となる。

民間企業・団体の中で、発達障害のある大学生を対象とした支援プログラムを提供しているところもある。高等教育機関の中で専門性の高い支援が受けられない場合、教育機関は、学外の支援機関、支援プログラムの情報提供をできるようにしておく。

表3 高等教育から就労への移行期の支援

就職に向けての準備	- 自己理解とセルフアドボカシー - 一般就労、障害者雇用、障害者福祉サービスの理解	- 障害学生支援部署、学生相談室 - 障害学生支援部署、就職支援部署、民間の障害者支援企業・団体
インターンシップ	障害学生向けインターンシップ、合理的配慮	就職支援部署、企業
学外支援機関の利用	障害者雇用、障害者福祉サービスの利用	ハローワーク、障害者職業センター、福祉法人
大学院進学	合理的配慮	障害学生支援部署

発達障害のある学生で、学部卒業後に大学院進学を選択することもある。自身の強みを就職に活かすために、専門性を高める大学院進学は有効である。一方で、大学院の専攻によっては学部入試等に比べて容易に入学できることもあり、就職を先送りするために進学を選ぶケースもある。大学院進学を目指す場合、大学院でやりたいことを明確化し、大学院修了後の見通しも持ちながら進路選択することが不可欠である。

5. 移行期を含む高等教育段階における支援の課題

5.1. 中等教育から高等教育への移行期における課題

①合理的配慮の理解

高等教育では、合理的配慮の提供が主要な支援となっており、多くの教育機関で機能障害の状態を示す根拠資料と教育の本質に基づいた合理的配慮の決定ができるようになってきている。一方、高校段階まで、本人が合理的配慮について情報を持っていないことに加え、支援者も合理的配慮についての知識が不十分というケースが多い。そのため、入試で合理的配慮申請を行う段階で、どのような根拠資料を準備すれば合理的配慮が認められるか、本人も支援者も学ぶ機会が必要である。

海外では試験実施機関や高等教育機関が、根拠資料に必要な要件を詳細に発信している(高橋・佐々木・中野, 2024)。国内でも大学入試センターが発行する「受験上の配慮案内(独立行政法人大学入試センター, 2024)」は、もっとも詳しい資料の一つである。それでも、必要な合理的配慮ごとに具体的に必要な検査の種類まで公開している海外の例に比べると、情報が不十分である。

合理的配慮の根拠資料について詳しく解説している国内の資料としては、(高橋, 印刷中)や東京大学: 障害と高等教育に関するプラットフォーム事業(2025)のウェブページがあげられる。これらには、合理的配慮の根拠資料に必要な要件がまとめられている。

②セルフ・アドボカシー・スキルの育成

高等教育機関に入学する段階で学生は成人であり(高専は除く)、支援は本人の自主的な利用が原則である。合理的配慮も本人の意思表示が必要となる。高校まで、教師が声をかける、親が学校に依頼するといった形で支援が開始されることが多く、本人の主体性は重視されていない。そのため、高校卒業まで、本人が自分の意思で支援を利用するという意識、自己の権利を主張する力(セルフ・アドボカシー・スキル)が育っていない場合がある。高校までに経験がないと、進学後に急にできるようにはならない。高校生を支援している支援者は、卒業後を見据えて、セルフ・アドボカシー・スキルを育てていく意識が必要である。

5.2. 高等教育機関在籍中の課題

①支援体制の充実度の差

高等教育機関の中でも規模が大きく、学生支援に力を入れている学校では、専門性の高い支援者から質の高い支援を受けられる。一方、規模の小さな教育機関では、学生支援の専門スタッフを配置することが難しい。進路選択は、学びたい内容が学べるかという点がもっとも重視すべきではあるが、支援が必要な場合は学生支援体制の充実度についても考慮する必要がある。

②合理的配慮に関する合意形成と紛争事例

教育機関は合理的配慮の提供義務を負うが、学生の求める合理的配慮を提供できない場合もある。教育機関にとって過重な負担となる内容、求める変更・調整が教育の本質を変えてしまうような場合などがそれにあたる。しかし、どこまでが過重な負担か、どこまでが本質変更にあたるかといった点に関して、明確な線引きは難しい。そのため、学生と大学がその判断をめぐって対立する場合もある。独立行政法人日本学生支援機構(2023)は、そのような事例を紛争事例集として情報提供している。

文部科学省の有識者会議である、障害のある学

生の修学支援に関する検討会の報告(文部科学省、2017)でも、障害学生支援部署に加え、その部署とは独立した紛争解決のための学内組織を整備することを求めている。学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織で調停ができなかった場合は、国や地域の窓口を利用する。具体的に挙げられているのは、文部科学省高等教育局学生・留学生課、法務省人権擁護局、障害者差別解消支援地域協議会をあげている。

紛争解決の窓口の設置は、高等教育段階に限らず、発達障害者支援において、重要な機能である。自治体は、地域の発達障害者支援に関する体制をチェックする際、こうした相談窓口が機能しているか、地域住民に向けて周知がなされているかも確認することが求められる。

③一人暮らしの学生への生活支援

本稿 3.1 で述べたように、学生支援体制が充実した教育機関であっても、日常生活の支援は提供できない。そのため、一人暮らしをしている学生は地域の援助資源を利用することになる。しかし、高等教育段階の学生対象とした支援サービスは多くない。そのため、高い能力を持ちながら生活管理がうまくいかずに学生生活が困難になるケースがある。学生でも利用可能な医療や福祉のサービスとしてどのようなものがあるか、学校の教職員、家族等が情報を得られるようにしておく必要がある。

④学生支援が充実していない教育機関の学生への学修支援

専門領域の学修や、アカデミックスキルについて、学外の支援者が支援することは難しい。この点は教育機関の教員による支援が不可欠である。その際、親や学外の支援者が直接教員に支援を依頼する事は難しいことから、本人が教員に支援要請しなければならない。

5.3. 高等教育機関から就労への移行期の課題

①卒業研究と就職活動の両立

高等教育機関の中でも大学、大学院では、最終年度に学生が研究と就職活動を並行して行わなければならない場合が多い。発達障害のある学生の中には、通常の授業で困難がなくても、卒業研究等、自由度が高く長期間にわたって計画的に進めなければならない課題でつまづくケースもある。そのような研究活動と、初めての経験で明確なマニュアル等もない就職活動を両立させることは簡単ではない。卒業を優先させ、就職活動を後回しにする場合もある。卒業研究も就職活動も、自由度が高い活動であるからこそ、早い段階から支援を受けながら取り組むことが求められる。

②支援の継続性

高等教育段階から就労への移行は大きな転換点であり、場合によっては居住地も別になる。そのため、継続的な支援を受けることが難しくなる場合もある。高等教育機関における支援者は、卒業後の居住地が決まり次第、新しい居住地にある支援機関について学生に情報提供し、利用する支援機関が決まったら紹介状を作成するなど、支援が途切れないようにする。また、学生が成人であることから、新しい支援機関の利用も、学生が自ら動く必要があることを、本人にも伝えていく。

③卒業が近くなって診断を受けるケース

入学後に診断を受けるケースでは、自己理解が十分に進まず、自分にあった卒業後の進路選択が難しいこともある。とりわけ、就職活動がうまくいかずにはじめて診断につながるケースでは、対応が遅れがちになる。本人にとって、診断を受け止め、それもふまえながら卒業後のことを考えるのは簡単なことではない。支援の専門家がいるような教育機関であれば、卒業を先送りして、自分を見つめ直す時間とすることも意味があるかもしれない。しかし、1年間追加で学校に在籍するとなると、経済的負担も大きくなる。卒業までに考えを整理することが難しい場合は、卒業後に利用可能な支援機関につなげることを最優先に考える必要がある。

E. 結論

高等教育段階は、教育を受ける立場から働く立場への移行期にあたる。この移行期の支援は、単に学校でうまくやっていくための支援を職場でうまくやっていくための支援に切り替えるという話ではない。支援者は、発達障害のある子どもを「ケアの対象」としてとらえていると、何をやってあげるかという視点で考えがちである。しかし、それでは発達障害のある子どもにおいて「自ら支援を利用する」という意識が育ちにくい。支援者は、児童期・青年期からライフステージを見通して、「やってあげる支援」から「やれるようになる支援」を意識することが求められる。

【引用文献】

相澤 欽一 (2007). 現場で使える精神障害者雇用支援ハンドブック 金剛出版

独立行政法人大学入試センター (2024). 令和7年度 受験上の配慮案内 Retrieved from https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r7/r7_hairyo.html

独立行政法人日本学生支援機構 (2023). 障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集 Retrieved from https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/_icsFiles/afieldfile/2023/03/27/book2022_1.pdf

独立行政法人日本学生支援機構 (2024). 令和5年度 (2023 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 (p. 110)

文部科学省 (2017). 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) について Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

文部科学省 (2024a). 学校基本調査 Retrieved from

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

高橋 知音 (2014). 発達障害のある人の大学進学：どう選ぶかどう支えるか 金子書房

高橋 知音 (2015). 高等教育機関での発達障害学生支援における課題 CAMPUS HEALTH, 52 (2), 21-26.

高橋 知音 (2016). 発達障害のある大学生への支援 金子書房

高橋 知音 (2019a). LD のある大学生への合理的配慮 小貫悟・村山光子・小笠原哲史 (編) LD の「定義」を再考する (p. 116-123) 金子書房

高橋 知音 (2019b). 社会移行期の障害臨床例：障害学生支援，就労支援 大六 一志;山中，克夫 (編) 改訂新版 障害児・障害者心理学特論—福祉分野に関する理論と支援の展開— (pp. 147-161)

高橋 知音 (印刷中). 障害の根拠資料に関する考え方 竹田 一則 (監修) (編) わかりやすい！ 大学組織で考える障害学生支援と合理的配慮 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会(第三次まとめ)」完全ガイド ジアース教育新社

高橋 知音・佐々木 銀河・中野 泰伺 (2024). 発達障害のある大学生のアセスメント 理解と支援のための実践ガイド 金子書房

東京大学：障害と高等教育に関するプラットフォーム事業 (2025). 合理的配慮等の必要性・合理性の判断に役立てる根拠資料の理解 Retrieved from <https://phed.jp/standard/5/>

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし